

責任ある鉱物調達 調査説明会

プログラム

第1部 責任ある鉱物調達関連の最新動向 (約45分)

第2部 2019年度CMRT/CRTの書き方 (約25分)

質疑応答

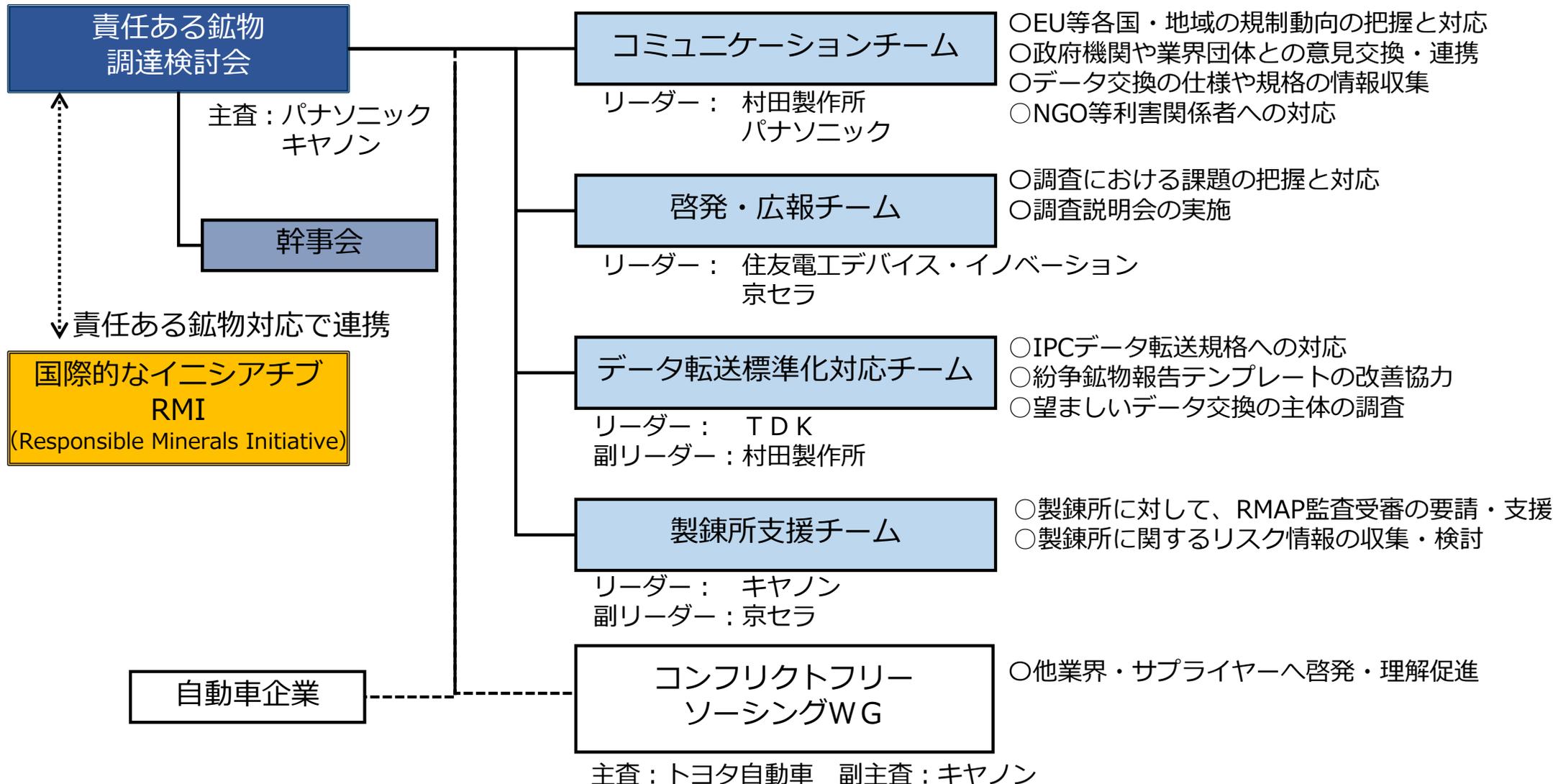
同時上映 「女を修理する男」 (約120分)

2019年6月

一般社団法人電子情報技術産業協会

責任ある鉱物調達検討会

JEITAの活動



JEITAは責任ある鉱物調達を実現するため、
2011年より責任ある鉱物調達検討会を設置し活動

責任ある鉱物調達 調査説明会

第一部 責任ある鉱物調達対応の背景

2019年6月

一般社団法人 電子情報技術産業協会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応 に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- DRCの状況

目次

- **米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査**
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- DRCの状況

「紛争鉱物調査」から「責任ある鉱物調達」へ

3. 新たなリスク/鉱物への対応

- ・ CAHRAs
- ・ OECD Annex II リスク
- ・ コバルト対応

2. 紛争鉱物管理体制の確立

- ・ 対応方針の策定
- ・ デュー・ディリジェンス (DD) の実施
- ・ DDに基づく是正措置の実行

1. 使用する製錬所の明確化と報告

- ・ 自社製品に含まれる3TGの調査
- ・ 川上へのCMRTの展開
- ・ 川下への情報公開

責任ある鉱物調達へと拡大

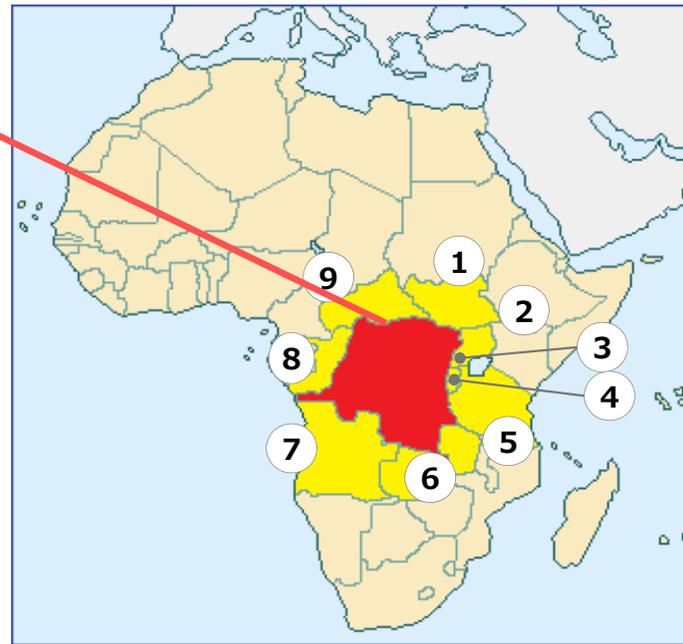
調査を通じて、責任ある鉱物調達（紛争鉱物）対応を積み重ねてきた。
そして、これからはどうなっていくのか？

米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査

- **コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。**
- それを受けて、2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」)に、以下の条項が設けられました。
 - ①「**タンタル、錫、タングステン、金（3TG）**」を**紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）**と定義
 - ②法の対象となる米国上場企業は、**自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、年次で開示することを義務付けられました。**
- 川下企業の紛争鉱物調査とは、RMAP（旧CFSP）プログラムにより、**サプライチェーンを遡り製錬業者を特定し、その製錬所がこれらの地域における武装勢力の資金源となる鉱物を調達していないか確認**することです。

コンゴ民主共和国

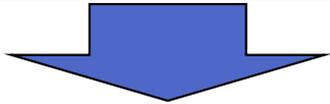
- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



調査開始から6年を超え、要求される水準が高まっている。

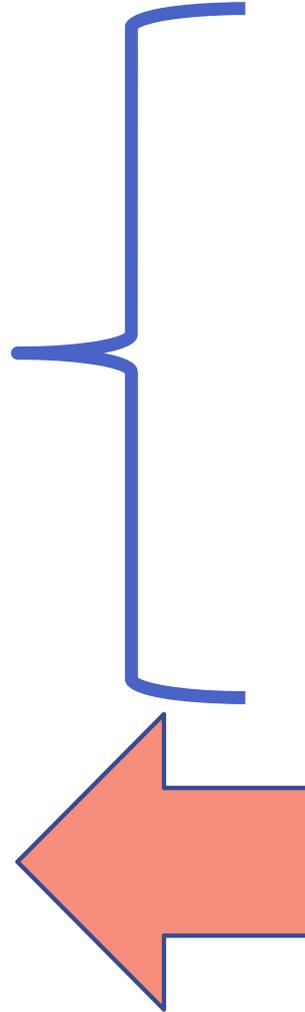
Conflict Mineral Reporting Template (CMRT)

RMIが紛争鉱物調査に用いるために制作した調査票



CMRT(Declaration)の構成

- シートの前半は、紛争鉱物の原産国を調査した内容を報告する。
- シートの後半は、企業のデューデリジェンスの取り組み状況を報告する。



Conflict Minerals Reporting Template (CMRT)	
COMPANY NAME	
COMPANY ADDRESS	
COMPANY PHONE	
COMPANY FAX	
COMPANY WEBSITE	
COMPANY TYPE	
COMPANY INDUSTRY	
COMPANY PRODUCT	
COMPANY MARKET	
COMPANY SALES	
COMPANY EMPLOYEES	
COMPANY REVENUE	
COMPANY EXPORTS	
COMPANY IMPORTS	
COMPANY STOCK	
COMPANY LISTING	
COMPANY TYPE	
COMPANY INDUSTRY	
COMPANY PRODUCT	
COMPANY MARKET	
COMPANY SALES	
COMPANY EMPLOYEES	
COMPANY REVENUE	
COMPANY EXPORTS	
COMPANY IMPORTS	
COMPANY STOCK	
COMPANY LISTING	

デューデリジェンスへの体制整備と、より広範囲かつ精密な取り組みが求められている。

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- **デュー・ディリジェンス（DD）とは？**
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- DRCの状況

デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス

⇒リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒**サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動**

OECDデュー・ディリジェンスは、その活動指針

【正式名称】

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas

OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

【目的】

企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

〔目的を達成するための5段階の枠組み〕

- ステップ1：強固な企業管理システムの構築
- ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価
- ステップ3：特定されたリスクに対処するための
戦略の構築と実施
- ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者の
デュー・ディリジェンス行為の監査を実施
- ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに
関する年次報告

CMRTを使ったDDの事例

[CMRTで検知できる主なリスク]

- ① Conformant Smelter以外を使用している
→ **Smelter List**
- ② DRC及び周辺諸国から調達している材料がある
→ **Declaration 3)**
- ③ 使用する全ての製錬所が明らかになっていない
→ **Declaration 6)**
- ④ 紛争鉱物管理体制が不十分である
→ **Declaration A.~H.**

- ・ 回収したCMRTに対して回答内容を精査し、リスクの有無を確認する
- ・ 自社で検知したリスクについて、その内容をサプライヤーへ伝達する
- ・ リスクの是正方法、スケジュールについて、サプライヤーと協議する
→ **一方的な是正要求をするのではなく、まずはサプライヤーとコミュニケーションをすることが重要**

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- **紛争鉱物に関する欧米の規制**
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- DRCの状況

紛争鉱物に関する欧米の規制

	アメリカ	EU
発効日	2010年7月 ドッド・フランク法 2012年8月 SEC規則	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業 (*）部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. 各国による事後確認
今後の動き	現時点でも法律は有効	2019年末-2020年初旬 CAHRAsリストの公開 2019年中旬 川下向けの情報公開用プラットフォームの公開 2020年末 責任ある製錬所リストの公開

米国 ⇒ 紛争鉱物調査を実施（今後も続く）

EU ⇒ EUに鉱物（鉱石・未加工金属）を輸入する企業が対象、
次回は2023年に規制を見直すため、今後川下企業も対象になる可能性がある

RMAPの新監査プロトコルによるリスク拡大

【重要】 2019年1月よりRMAPの新監査プロトコルの全面適用

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/standards-development/audit-standards/>

・「DRC及び周辺国の紛争リスク」→「OECD Annex IIリスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 非政府武装集団 に対する直接的または間接的支援
2. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）とは？

■ CAHRAsの定義について

OECDのDDガイダンス附属書IIにおけるConflict-Affected and High-Risk Areas

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

DRC紛争に限定されず幅広いリスク・地域・鉱物の調査に対象が拡大した。
EUは2019年末/2020年初期CAHRAsリストを発表予定。

(参考) リスク地域の例

VIOLENT CONFLICTS IN 2018
(SUBNATIONAL LEVEL)

DRCの紛争



WWの紛争

テロ支援国家

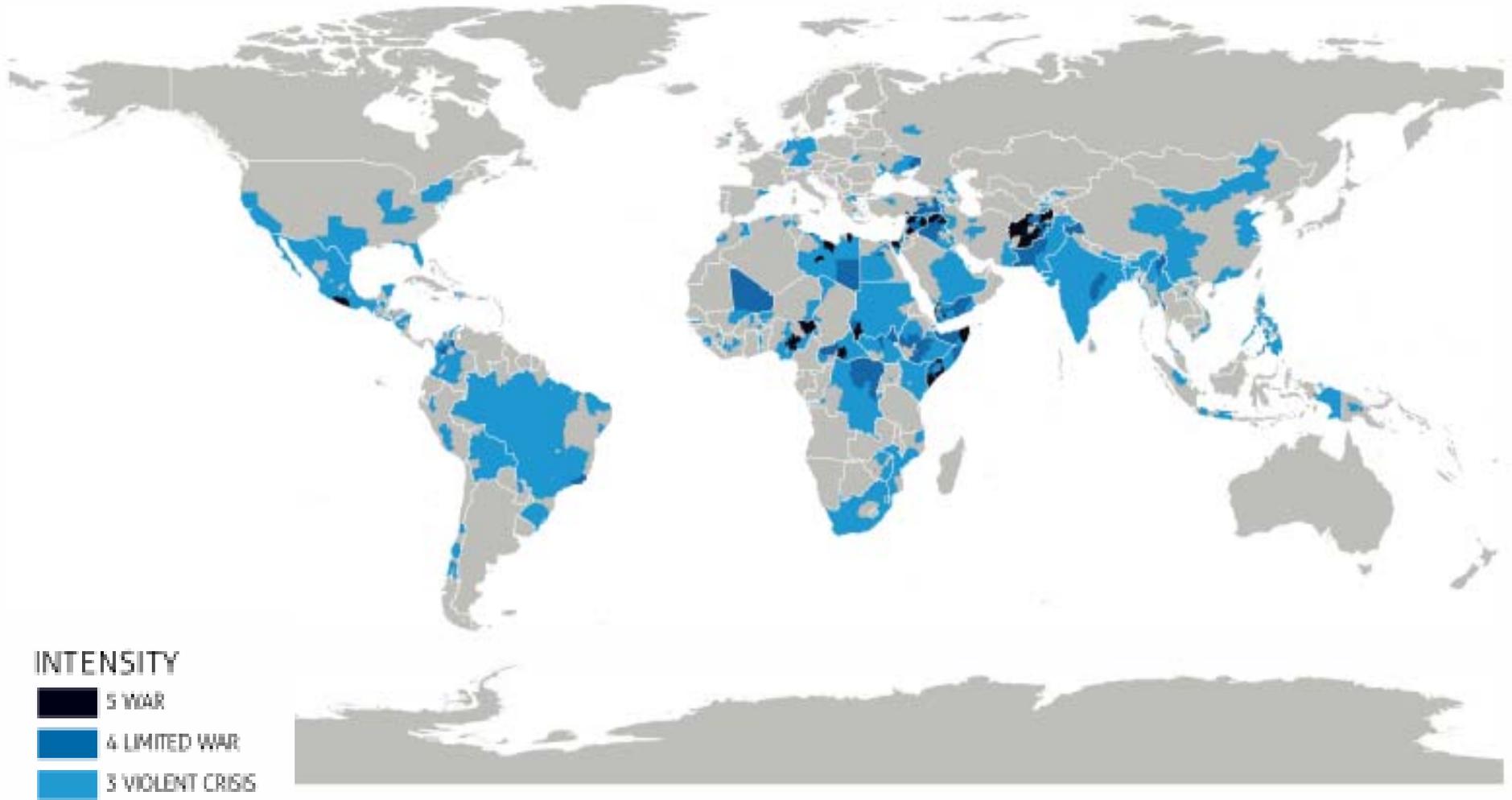
テロ組織

児童就労

強制労働

人権問題

環境破壊



(出展) Heidelberg Conflict Barometer 2018
<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>

リスク懸念製錬所に対するDDの事例

CID000438 : EM Vinto /BOLIVIA 【児童労働】

- ・情報に対するコメントを求める書面を直接送ったところ、同製錬所から返信があった。
- ・情報があることを承知しており、鉱物の調達先を調査した。90%は国営の大手企業からの購入であり問題はないと言えるが、残りの10%が 公営の協同組合からの購入で、こちらの方にリスクがあると認識するが、管理監督する権限がない。鉱石調達の方針を立て、以下3点の取り組みを始めている。

- (1) 協同組合からの調達を禁止する方針。
- (2) 政府の問題であり、当局が対策することを期待している。
- (3) 全サプライヤーに人権保護、社会的責任を果たすよう要請した。

* 2018年9月6日、*Responsible Minerals Assurance Process Tin Standard of 2017* (RMAP新監査基準) でConformant認定を取得

CID001337 : Operaciones Metalurgical S.A. / BOLIVIA 【児童労働】

- ・OMSAに、児童労働に関わる鉱山とは取引していないことを確認しました。
- ・また、OMSAのWEBサイトに児童労働には関与していない旨を表明している。
(http://omsabo.com/2.0/index_en.html)

* 2018年10月25日、*Conflict Free Smelter Program Supply Chain Transparency Smelter Audit Protocol Revision of 21 November 2013*. (旧監査基準) でConformant認定を再取得



コンフリクトフリー製錬所、RMAP コンフォーマントでも

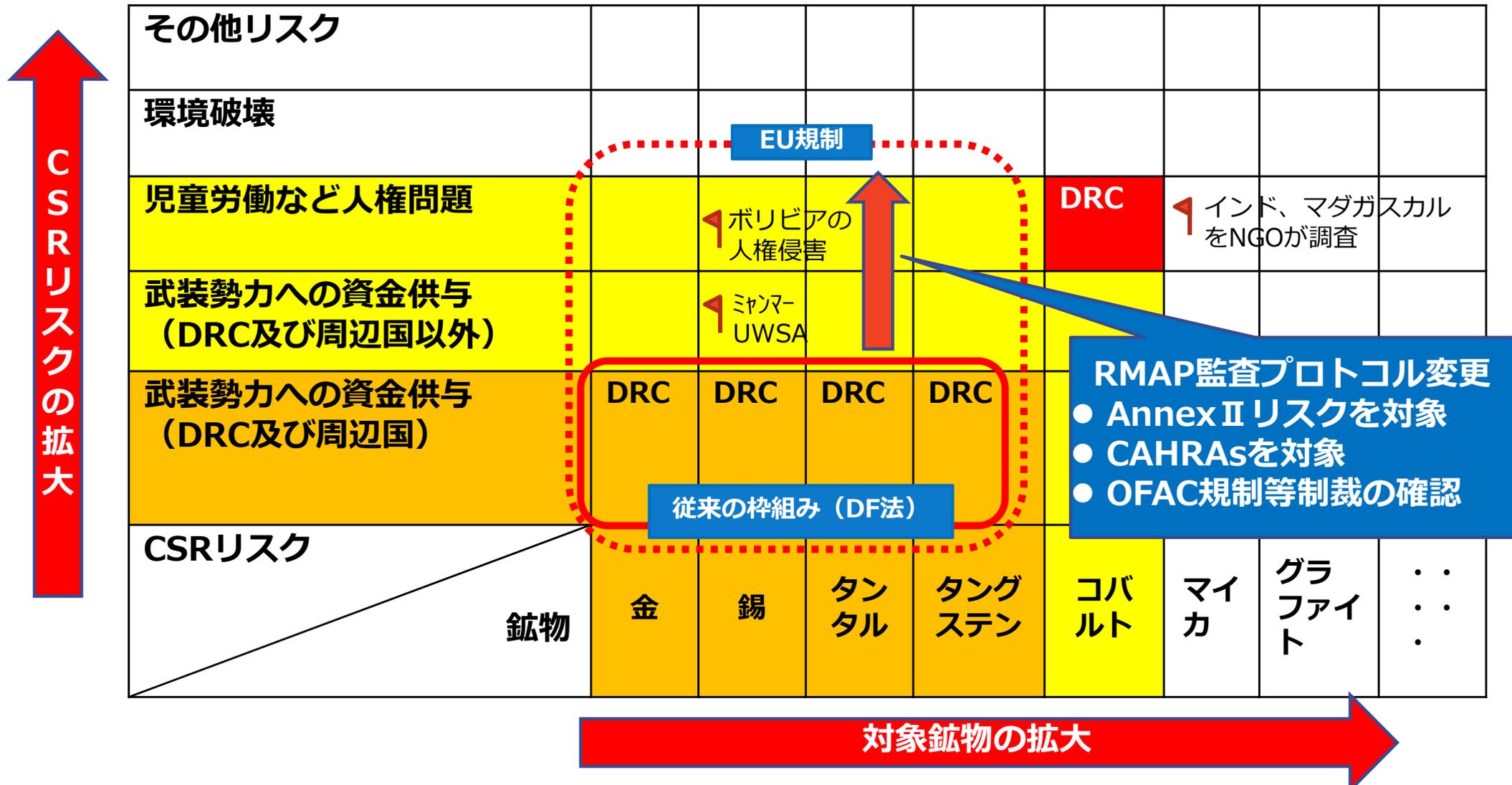
排除を求められる事例が発生

全世界のあらゆるリスクに対する地道で精度の高いDDが求められる

目次

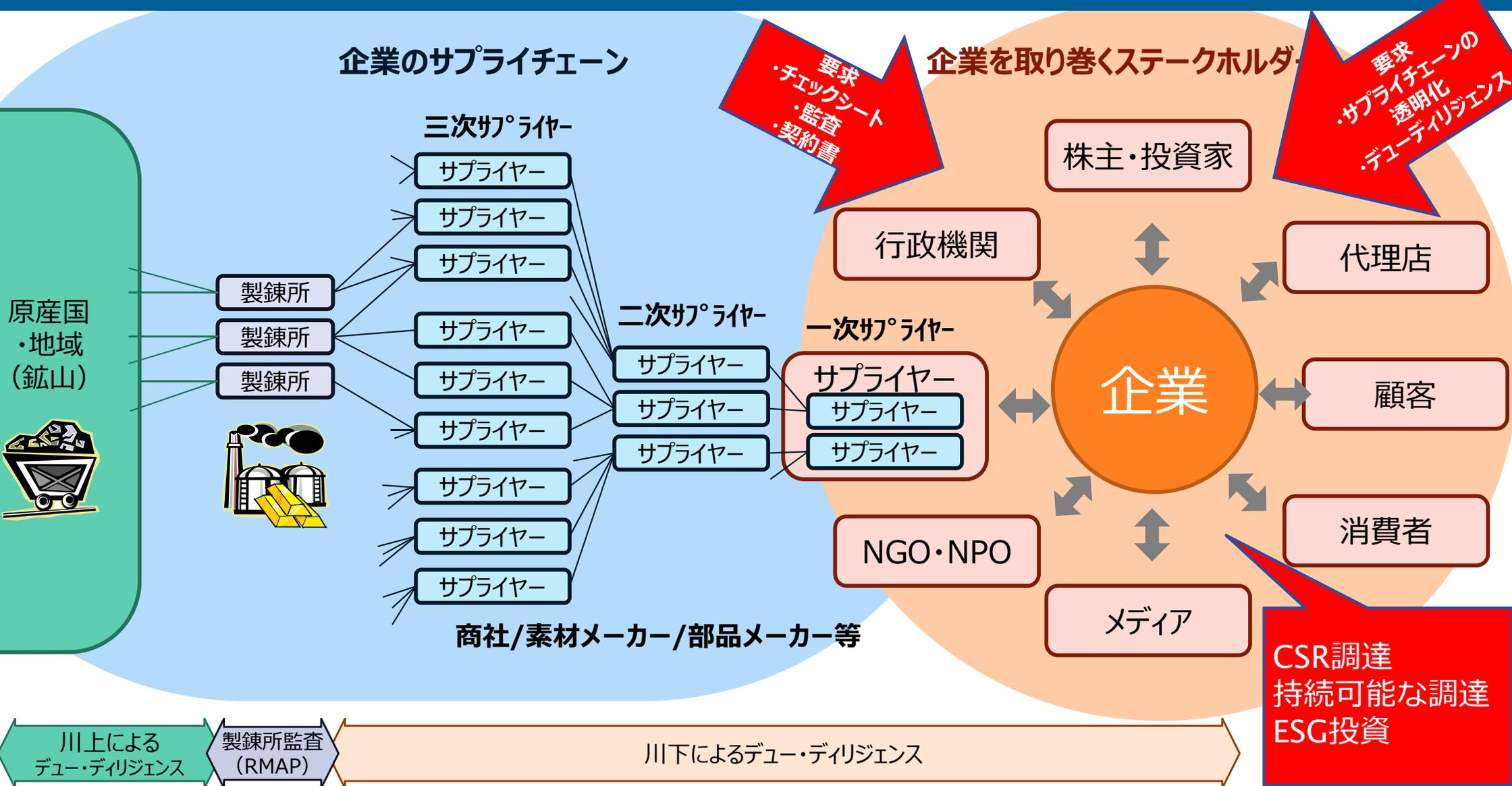
- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- DRCの状況

今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



『責任ある鉱物調達』としてCSR調達要求の拡大
DRC紛争以外の人権問題への関与もリスクとして、調査対象の拡大

企業のサプライチェーンとステークホルダー



企業はステークホルダーからサプライチェーン全体について
デュー・ディリジェンス (DD) を求められている

対象「原材料」拡大の動き

- **OECD : リスクポータル (Portal for Supply Chain Risk Information) を作成中**
 - ガイドンスのStep1とStep2を支援する目的で、リスク情報を提供する。
 - サプライチェーン情報、国レベルリスク情報、鉱物別リスク情報を提供。**38品種対象。**
- **EU : 川下企業のための Transparency platform をキックオフ**
 - 3 TG及びその他の鉱物を対象とし、EU域内の企業がデューデリジエンスの方針とその実施状況を登録する。
- **RMI/Drive Sustainability共同 : マテリアルチェンジ (Material Change) を発行**
 - 材料および生産国の**環境、社会、ガバナンス問題**を比較することによって、同業者や投資家が責任ある調達について議論できるようにすることが目的とする研究報告。
 - 対象は37品種。例えば、アルミニウム、ニッケル、銅、ガラス、ゴム、鉄、リチウム、雲母、亜鉛、皮革等

対象となる原材料への関心と取組み手法は、さらに拡大する方向
投資家（ESG投資）を意識した取組みと情報開示を期待する方向

RMAPに影響を与える米国の規制

◎ OFAC (Office of Foreign Asset Control) 規制

- 米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じる規制。
- 対象国家 (地域) :
イラン、北朝鮮、シリア、キューバ、ウクライナ (クリミア) 。及び多数の個人。
注) スーダン、ミャンマーは段階的に解除されているとの情報。

◎ 「米国の敵対者に対する制裁措置法」 (CAATSA)

(Countering America's Adversaries Through Sanctions Act)

- 北朝鮮国籍者 (実際の住居・所在地を問わない) により製造・製作・採掘された生産物は、関税法(1930)第307条が米国への輸入を禁止する強制労働により製造・製作・採掘された生産物として自動的に推定・見做され (rebuttably presumed) 、Commissioner of U.S. Customs and Border Protection (CBP) による事前承認なくして米国への輸入が禁止される

目次

- 米国法をきっかけに本格化した紛争鉱物調査
- デュー・ディリジェンス（DD）とは？
- 企業を取り巻く環境
- 紛争鉱物に関する欧米の規制
- 今後のトレンド（CSRリスクの拡大）
- **DRCの状況**

直近のDRCの状況

- 約50,000のASMが存在する
ASM (artisanal and small-scale mining) : 小規模採掘所
LSM (large-scale mining) : 大規模採掘所/鉱山
- ASMの割合は金で60%、3Tで75%、コバルトで15~20%となっている
- ASM採掘は地域住民の重要な生活の糧になっている
- 金で60%、3Tで20%のASMにおいて、
武装勢力の関与が確認されている、という情報あり
※IPIS情報 DRC東部のみ調査
- 3Tはトレースシステムが普及しており、武装勢力は減少している反面、
金へのシフトが進んでいる (現時点、金のトレースシステムは少ない)

「2018 RMIカンファレンス」発表より



対象鉱物、対象地域、対象リスクの拡大へ
責任ある鉱物調達のミッションがますます重要になります

第二部① 2019年版CMRTの書き方

1. CMRT2019年版での変更点と標準的製錬所の状況
 2. CMRT記入要領
Declaration, Smelter List, Product List,
Checker
 3. RMIウェブサイトの活用方法
- 付録: 紛争鉱物調査関連の略語

1. CMRT2019年版での変更点

変更点

CMRT (**C**onflict **M**inerals **R**eporting **T**emplate)は、紛争鉱物 (**3TG** = Tantalum, Tin, Tungsten, Gold) に関して、サプライチェーン上の製錬所等を特定し、デューデリジェンス(DD)情報を収集するための世界的Formatとして、**RMI**が毎年発行(改定)する帳票。

Rev.5.11 (2018/4/27 発行) → **Rev.5.12** (2019/4/26 発行)

製錬所リストの見直し以外、変更なし



2018年と同じ要領で作成すれば良い

1. RMIによる標準的製錬所(SSN)の状況

SSN

2019/5/10時点でRMIがStandard Smelter Name (製錬所/精製所)と認識している数と認定取得状況。なお、世界中の製錬所/精製所をカバーしているものではない。

<p>タンタル Ta</p> <p>SSN total : 41社 Conformant : 40社 (98%) (内、RMAP監査新基準合格: 11社) Active : 1社</p>	<p>スズ Sn</p> <p>SSN total : 87社 Conformant : 74社 (85%) (内、RMAP監査新基準合格: 5社) Active : 4社</p>
<p>タングステン W</p> <p>SSN total : 51社 Conformant : 41社 (80%) (内、RMAP監査新基準合格: 2社) Active : 3社</p>	<p>金 Au</p> <p>SSN total : 157社 Conformant : 102社 (65%) (内、RMAP監査新基準合格: 4社) Active : 3社</p>

新基準とは、RMAP認定監査において、2019年1月から全面適用になった監査基準(2017年版)で、DRC関連の紛争鉱物に限らず、OECD Annex IIリスクに準じたもの。

2. CMRT記入要領 (概略)

記入要領

従来版と同じく、CMRTは次の8つのシートから成る
(Declaration Sheet D列3行で、言語選択可能)

- Revision : 改訂記録
- Instruction : 背景、記入要領の説明
- Definitions : 用語の定義
- Declaration : 会社情報、質問1～7、質問A～I <記入必須>
- Smelter List : 製錬所/精製所記入表 <記入必要な場合有#1>
- Checker : 記入不足などのチェック機能
- Product List : 対象となる製品リスト記入表 <記入必要な場合有#2>
- Smelter Look-up : 製錬所(業者) / 精製所(業者)リスト#3

#1 : Declaration質問2が“Yes”となる金属に関しては記入必須

#2 : 申告範囲(Declaration 10行目)が“B: Product”の場合は記入必須

#3 : Smelter Look-upは、CMRT発行時の製錬/精製業者名一覧表

Checkerシートで赤くなっている項目は、記入必須。

Smelter Look-upは、CMRT発行時の業者名/別名一覧表であり、最新版はRMIウェブサイトで確認可能。

記入に際しては、InstructionやDefinitionsも参考にしてください。

Declarationシートの8～22行目は、貴社連絡先や本CMRT申告範囲などを記載する項目。

- ✓「申告範囲又はクラス」で、
 - B Product Level を選んだ際は、Productシートに、適用される製品名を入力。
 - C User defined [Specify in ‘Description of scope’] を選んだ際は、10行目に申告範囲の説明を記入。

- ✓ 22行目の記入日は、DD-MMM-YYYY 形式で記入。
例： 01-Jan-2019

2. CMRT記入要領 (Declaration 1~7)

Declaration

1) 製品自体や製造過程で、3TGが意図的に添加又は使用されていますか？

Yes : 3TGが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「Yes」となる。

No : 3TGを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「No」となる。

製品の仕様や機能上必要とする例：

- ・金又はタングステン合金を使用した部品によって組み立てられた製品
- ・塗料又は合成樹脂の添加物として使用される錫
- ・ガラスのコーティング剤として使用されるスタナン(錫化合物)

生産プロセスで必要とする例：

- ・**触媒**として使用されるスタニン(すなわち錫)
- ・フロートガラスの錫
- ・溶接棒として使用されるタンタル化合物等

調査対象外：

- ・**生産設備**は、完成品に残留しないため調査対象外。切削加工におけるタングステンカーバイトブレードや、ドリルビットは生産設備であり対象外。
- ・**梱包材**も、最終顧客が製品として使用しないため調査対象外。

2. CMRT記入要領 (Declaration 1～7)

Declaration

2) 3TGは製品に残留していますか？

Yes : 3TGが、製品内に残留している場合。

No : 3TGが、製品内に残留していない場合。

製品の仕様や機能上に必要で添加した場合は、当然、製品内に残留するため、「Yes」となる。
また、生産プロセスで使用した触媒の錫、フロートガラスの錫、溶接棒のタンタルなどが、製品内に残留する場合は、「Yes」となる。

ご参考

調査対象サプライヤーの選定に関して

過去の調査で3TG非含有と判明していた部材(サプライヤー)については、基本、再調査は不要ですが、材料変更や対象品増加などのケースもありますので、再確認することを推奨します。

2. CMRT記入要領 (Declaration 1～7)

Declaration

3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？

Yes : DRC及び隣接国を原産地としている場合。

No : DRC及び隣接国を原産地としていない場合。

Unknown : DRC及び隣接国を原産地としているか不明な場合。

Smelter ListのO列: 鉱山の所在地(国)に、対象国名が記載されている場合などは、「Yes」となる。

DDの結果、100%リサイクル材であることが判明された場合は、「No」となる。

「Yes」と回答した場合は、備考欄に具体的に記入することが求められています。回収したCMRTのQ3が「Yes」で、備考欄に何も記載がない場合は、該当製錬所/精製所のCID番号や原産国などの記載を要求するようお願いします。

2. CMRT記入要領 (Declaration 1~7)

Declaration

4) 3TG(貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの)は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？

Yes : 再生利用品又はスクラップ起源から100%調達されている場合。

No : 一部でも、天然資源(採鉱された資源)から調達されている場合。

Unknown : 一部でも、起源が不明の場合。

集計に必要なサプライヤーからのCMRTのQ4回答(該当鉱物毎)全てにおいて、「Yes」としている場合、貴社の回答も「Yes」となる。
1社でも「No」があれば、貴社の回答は「No」となる。

5) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？

調査すべきサプライヤーから回収した割合に従って、選択肢から選ぶ。

- 100%
- Greater than 90%
- Greater than 75%
- Greater than 50%
- 50% or less
- None

留意点: 100%に至っていない場合、調査を継続する必要がある。

2. CMRT記入要領 (Declaration 1～7)

Declaration

6) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？

Yes : サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

No : サプライチェーン上、1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

下記4項目を全て網羅している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ・貴社が調査対象とする全ての会社からCMRTを回収している
(=自社の質問5)の回答が“100%”となる)
 - ・回収した全てのCMRTの質問5)の回答が“100%”と回答している
 - ・回収した全てのCMRTの質問6)の回答が“Yes”と回答している
 - ・回収した全てのCMRTの質問7)の回答が“Yes”と回答している
- なお、DDの結果で、製錬業者が全て特定された場合もあり得る。

また、「No」回答(=全ての製錬業者を特定できていない)の場合、顧客から「Yes」化への推進、及びその期限提示を求められるケースがあります。

2. CMRT記入要領 (Declaration 1～7)

Declaration

7) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

Yes : 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

No : 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告できない場合は、「No」となります。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

A. 紛争鉱物の調達方針を確定しましたか？

Yes : 貴社が紛争鉱物の調達方針を確定した場合。

No : 貴社が紛争鉱物の調達方針を確定していない場合。

B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか？

(回答が「はい」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する)

Yes : 公開しているホームページに紛争鉱物に関する方針を掲載している場合。

No : ホームページが無い場合、又は掲載していない場合。

方針の記載例:

「弊社はコンゴ民主共和国及び周辺国での紛争において武装勢力の資金源となる恐れのある紛争鉱物を使用しないことを方針としています」など。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

C. 一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？

Yes: 取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、本趣旨を記述している場合。

No: 一次サプライヤーに、何も要求(明示)していない場合。

留意点:

DRCコンフリクトフリーとは、「DRC又はその隣接国(=対象国)の武装グループに直接又は間接的に、資金提供又は利益供与する鉱物を含まない製品」と定義されています。

対象国から3TGを調達しないことを求めるものではありません。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

D. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？

Yes : 取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、RMI又はその他の独立第三者の監査プログラムにより検証された製錬所/精製所から調達することを要求している場合。

No : 直接(一次)サプライヤーに、何も要求(明示)していない場合。

独立第三者監査プログラムには、下記等があります。

- ・責任あるジュエリー協議会 (RJC)
- ・ロンドン貴金属市場協会 (LBMA)

RMAP (Responsible Minerals Assurance Process) Conformantでない(=RMI等による認定プロセスに適合していない)製錬所/精製所が記載されている場合、サプライチェーンを通して、当該製錬所/精製所にその旨を伝え、RMAPに適合するよう働きかけることをお勧めします。

なお、顧客によっては、「当該製錬所/精製所をRMAP Conformant にさせる事」や、「当該製錬所/精製所を外す事」を要求してくる場合があります。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

E. コンフリクトフリーな鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？

Yes : 下記事例のようなDD対策を実施している場合。

No : DD対策を実施していない場合。

Yesの事例:

- ・サプライヤーから回収したCMRTから、リスクを明確にして評価している。
⇒例えば、回収率、Smelter List情報の精度でランク付けする等。
- ・認識されたリスクに対応する戦略を立案し実行している。
⇒例えば、A~Hの質問への回答状況から、アクションルールを決め実行する。
- ・武装勢力との関連が判明した場合には、その対応を予め文書などでサプライヤーと確認し、合意している。

F. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか？

Yes (IPC-1755): サプライヤーに、CMRTを使用して調査依頼している場合。

Yes (other format): サプライヤーに、CMRT以外の様式を用いて調査依頼している場合。(この場合は、備考欄にコメント記入要)

No : サプライヤーから紛争鉱物DD情報を収集していない場合。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

G. サプライヤーからのデューデリジェンス情報を、貴社の期待を
基に検証していますか？

Yes : サプライヤーから受領したDD情報を検証するプロセスがある場合。

No : サプライヤーから受領したDD情報を検証していない場合。

検証プロセスの例:

- ・サプライヤーから受領したCMRT情報の正確性、及び完全性を検証する。
- ・サプライヤーが紛争鉱物に対する方針を有しているか否かや、質問C~Hの回答内容から、取組み方を検証する。
- ・各製錬業者のコンフリクトフリーに関するリスクを評価する。

ポイント:

サプライヤーからの回答を受け取ったままにせず、中身を検証することが肝要です。もし、リスクがあると考えた場合、サプライチェーンを通じてそれを確認したり、自社でWeb等を用いて調査することが検証になります。

2. CMRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

H. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？

Yes : 下記に示すような是正措置管理プロセスが有る場合。

No : 是正措置管理プロセスがない場合。

是正措置管理の例

- ・サプライヤーが紛争鉱物に関する方針を定めていない場合は、そのサプライヤーに対して、方針を定めたり、コンフリクトフリーな紛争鉱物プログラムに参加するように要請する。
- ・質問Gにより定めた検証基準よる評価の結果、評点が低かったサプライヤーにその評価項目の改善を求める。

I. 貴社は、SECに紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか？

Yes : SEC(米国証券取引所)に上場している場合。

No : SECに非上場の場合。

2. CMRT記入要領 (Smelter List 名寄せ)

Smelter List

Smelter Listにおける製錬所情報の名寄せ、DDは重要

CMRTに記載する製錬所情報の名寄せ、DD不足の影響

- ・顧客からの信頼低下を招く(取り組み姿勢、リスクなど)
- ・誤情報拡散によりサプライチェーン全体のDD工数を増大させる
- ・誤情報がコンフリクトフリー達成への障害の原因となる



製錬所情報の名寄せ、DDとは

- ・複数のCMRTを集計した際に発生する重複情報を集約
- ・非SSN (Smelter not listed) 場合、SSNリストとの照合や、Webなどを用いた会社情報の確認などのDD
- ・明らかに製錬所ではない情報の取り除き (例えば、商社など)
- ・受領したCMRTの名寄せが不十分な場合は、再提出を要請

なお、CMRTが確実に製錬所/精製所まで届くよう要求することが肝要。

2. CMRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List

Smelter List 記入方法

初めに、エクセルなどを用いた**重複削除**、非SSNの場合の**Webサイト等による製錬所情報のDD**を行って下さい。

①CID番号が**既知**の場合、**A列にCID番号**を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。**A列にCID番号をコピー&ペースト**することをお勧めします。

開始するには

オプションA: 製錬業者識別番号が分かる場合は、その番号をA列に入力してください(B列、C列、E列、F列、G列、H列、J列、およびK列は自動入力されます)。D列はグレー表示されます。

オプションB: 金属と製錬業者検索名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。

ステップ1. B列で金属を選択

ステップ2. C列のドロップダウンメニューで製錬業者名を選択(組み合わせが間違っている場合は赤色で表示)

オプションC: 金属と製錬業者名の組み合わせが分かる場合は、以下のステップを行ってください。

ステップ1. B列で金属を選択

ステップ2. Smelter Look-Up(製錬所検索)ドロップダウンで[Smelter Not Listed(製錬業者が表に含まれていない)]を選択し、D列とE列を記入します

ステップ3. 入手可能なすべての製錬業者情報をH列～R列に記入します

必須項目は(*)で表示。

(1) Smelter Look-up(製錬所検索)が「Smelter Not Listed(製錬業者が表に含まれていない)」である場合に必要とされる入力情報

注: オプションA、B、Cの組み合わせを使用して、「Smelter List(製錬業者リスト)」を入力することができます。自動入力されたセルは変更しないでください。製錬業者検索タブのエラーはすべて、info@conflictreesmelter.orgを使用してCFSIに報告してください。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
製錬業者識別番号の入力列	金属(*)	Smelter Look-Up(製錬所検索)(*)	製錬所名(1)	製錬業者所在地: 国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元	製錬業者所在地: 番地	製錬業者所在地: 市	製錬施設所在地: 州/県
CID000113	Gold	Aurubis AG		GERMANY	CID000113	RMI		Hamburg	Hamburg
CID001898	Tin	Thaisarco		THAILAND	CID001898	RMI		Amphur Muang	Phuket

本内容は、Smelter List Sheet上段の「開始するには」に記載されています。

2. CMRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List

Smelter List 記入方法

②CID番号が不明の場合、B列で鉱物を選び、C列で該当製錬所/精製所名称を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー&ペーストで貼り付けることも可能ですが、C列の記載内容が、Smelter Look-up sheet内のSmelter Look-up列の内容と完全一致しない場合は、SSN(CID番号がある)であっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

また、C列に選択肢がない(SSNでない)場合は、B列で鉱物を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に製錬所/精製所名称、E列に同所在国名を記載下さい。ここまでは必須です。また、H列～P列も、可能な限り入力して下さい。

③特定できていない製錬所がある場合は、B列で鉱物を選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
製錬業者 識別番号 の入力列	金属 (*)	Smelter Look-Up (製錬所検索)(*)	製錬所名 (1)	製錬業者所在地: 国(*)	製錬業者 識別番号	製錬業者 識別番号の 発行元	製錬業者 所在地:番地	製錬業者 所在地:市	製錬施設 所在地: 州/県
CID000015	Gold	Advanced Chemical Company		UNITED STATES OF AMERICA	CID000015	RMI		Warwick	Rhode Island
	Tin	Smelter not listed	ABCDEF	JAPAN		Enter smelter details	WXYZ	Sapporo	Hokkaido
	Tin	Smelter not yet identified		Unknown					

2. CMRT記入要領 (Product List)

Product List

Product List 記入方法

申告範囲が“**B: Product**”の場合、対象となる製品リストの**記載必須**

製造者の製品番号(**必須**): 該当製品のメーカー品目番号を記載

製造者の製品名: 必要に応じ、品目説明を記入

備考: 必要に応じ、記載

製造者の製品番号(*)	製造者の製品名	備考

2. CMRT記入要領 (Checker)

Checker

Checker による確認

必要項目への記入終了後、Checkerシートを開き、記入漏れがないか確認ください。

Checkerシート内の項目で、背景が緑色に変わらず、赤いままになっている項目は記入漏れ。

To ensure all required fields have been populated before submitting to your customers review form for any line items highlighted in red
[Click here to return to Declaration tab](#)

Required fields remaining to be completed
2



Required Fields	Answer provided	Notes	Hyperlink to source
Company Name (*):	ABCDEFGH	Complete	
Declaration Scope or Class (*):	A. Company	Complete	
Description of Scope:		Complete	
Contact Name (*):		Provide contact name in Declaration tab cell D15	Click here to enter Contact Name
Email - Contact (*):		Provide a valid email for contact in Declaration tab cell D16	Click here to enter Email-Contact
Phone - Contact (*):	81-3-123-4567	Complete	

記入漏れ

◆ RMI Home Page

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

◆ 下記等の情報を得ることが可能(2019/5/10時点)

①CMRT最新版ダウンロード方法

②SSN (Standard Smelter Name)一覧や認定取得状況

a. SSNを一括でダウンロード

b. SSNの変更履歴

c. SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters
のみをダウンロード

d. Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方

③RMAP監査状況を表す単語の意味

◆ 日本語の選択も可能

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (CMRT)

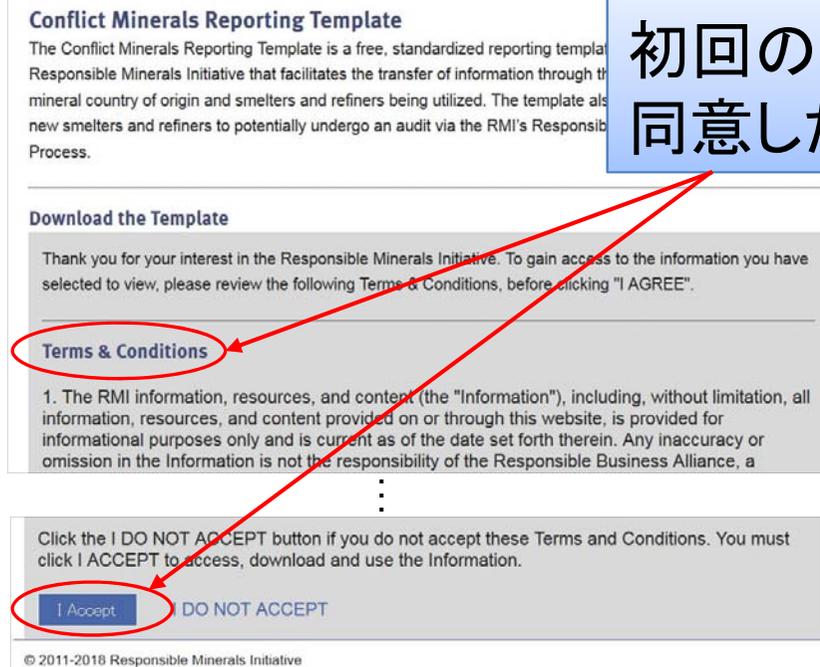
RMI HP

①CMRT最新版のダウンロード方法

トップページの上段タブ「CMRT」を押し、下記画面を表示させる。



初回のみ「Terms & Conditions」を読み、同意した後、最下段の「I Accept」を押し。



「Download CMRT」を押し。



3. RMI ウェブサイトの活用方法 (SSN)

②SSN一覧と変更履歴

②-a SSNを一括でダウンロード

CMRTタブを押した後、右下にある「Export - Smelter Reference List」を押す。

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | **CMRT** | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Conflict Minerals Reporting Template

The Conflict Minerals Reporting Template is a free, standardized reporting template developed by the Responsible Minerals Initiative that facilitates the transfer of information through the supply chain regarding mineral country of origin and smelters and refiners being utilized. The template also facilitates the identification of new smelters and refiners to potentially undergo an audit via the RMI's Responsible Minerals Assurance Process.

cmrt

MRPRO

Training and Resources

Export - Smelter Reference List

3TG Standard Smelter Listが表示されるので「Download Data」を押す。

SSNの最新一覧が表示されますが、ConformantかActiveか等の状況は明記されていません。

Exports

Export - All Active Smelters

Export - All Conformant Smelters

Grievance Mechanism

3TG Standard Smelter List

Download Data

METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Gold	8853 S.p.A.	8853 S.p.A.	ITALY	CID002763	Pero	Lombardia
Gold	Abington Reldan Metals, LLC	Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (SSN履歴)

②-b SSNの変更履歴

3TG Standard Smelter Listを下にスクロールすると、Revisions Historyが表示されるので、その「Download Data」を押す。

3TG Standard Smelter List

METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Gold	8853 S.p.A.	8853 S.p.A.	ITALY	CID002763	Pero	Lombardia
Gold	Abington Reldan Metals, LLC	Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania

⋮

Revisions History

Please note that smelters/refiners previously removed from the Standard Smelter List may be added back once they come back into operation or meet the RMI standards' definition of a smelter again.

METAL	SMELTER ID	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	BASIS FOR REVISION	DETAILS	REVISION DATE	SMELTER ADDED DATE
Cobalt	CID003234	First Quantum Minerals Ltd.	AUSTRALIA	Name correction	Name changed to reflect legal entity	3/27/2019	11/6/2017
Cobalt	CID003338	SungEel HiTech Co.,Ltd.	KOREA (REPUBLIC OF)	Name correction	Name changed to reflect legal entity	7/31/2018	
Gold	CID000019	Aida Chemical Industries Co., Ltd.	JAPAN	Name correction	Typographical	4/30/2015	

変更(削除、修正等)があったSmelterについて、変更理由や変更日が表示されますが、新規にSSNの掲載された日は明記されていません。

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (Conformant)

RMI HP

②-c SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters のみをダウンロード

Conformant : 「Export - All Conformant Smelters」を押した後、
「Download Data」を押す。

Active : 「Export - All Active Smelters」を押した後、
「Download Data」を押す。

Activeリスト → Export - All Active Smelters

Conformantリスト → Export - All Conformant Smelters

Exports

Grievance Mechanism

Download Data

STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Abington Reldan Metals, LLC	UNITED STATES OF AMERICA	CID002708	Fairless Hills	Pennsylvania
Advanced Chemical Company	UNITED STATES OF AMERICA	CID000015	Warwick	Rhode Island

3. RMI ウェブサイトの活用方法（監査基準）

②-d Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方

CMRTタブを押した後、
右下にある「Export - Smelter Reference List」を押す。

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | **CMRT** | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Members

Conflict Minerals Reporting Template

The Conflict Minerals Reporting Template is a free, standardized reporting template developed by the Responsible Minerals Initiative that facilitates the transfer of information through the supply chain regarding mineral country of origin and smelters and refiners being utilized. The template also facilitates the identification of new smelters and refiners to potentially undergo an audit via the RMI's Responsible Minerals Assurance Process.

cmrt

MRPRO

Training and Resources

Export - Smelter Reference List

右のListから「Conformant Smelter & Refiners」を押すと
金属リストが表示される。

Export the Smelter Reference List for the CMRT

The following list represents the RMI's latest smelter name / alias information. The presence of a smelter here is NOT a guarantee that it is currently Active or Conformant within the Responsible Minerals Assurance Process.

Please refer to the RMI [active](#) and [conformant](#) lists for the metal names that are Active or Conformant.

Conformant Smelter & Refiners

Tungsten

Tin

Cobalt

Tantalum

Gold

金属リスト表示

responsible minerals assurance process

Introduction and Audit Documents

Auditor Information

Audit Cross-Recognition

Active Smelters & Refiners

Conformant Smelter & Refiners

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (監査基準)

②-d Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方(続き)

金属を選択した後、表示されたリストから希望のSmelterの“ASSESSMENT SUMMARY REPORT”の「Link」を押す。

Tinの例

	STANDARD SMELTER NAME ▲	STATE/ PROVINCE/ REGION	COUNTRY LOCATION	SUPPLY CHAIN POLICY	DUE DILIGENCE REPORT	ASSESSMENT SUMMARY REPORT	LAST ASSESSMENT DATE	ASSESSMENT CYCLE	REASSESSMENT IN PROGRESS	LBMA RG	RJC
CID000292	Alpha	Altoona, Pennsylvania	UNITED STATES OF AMERICA	Link			5/7/2018	1 Year			
CID000228	Chenzhou Yunxiang Mining and Metallurgy Co., Ltd.	Chenzhou, Hunan Sheng	CHINA	Link		Link	7/10/2018	3 Years			

※ Linkがあるものはレポートあり

ファイルが開くので“ASSESSMENT OBJECTIVES”を探して記載されている Revisionを確認する。

監査基準
2017年の例

I. ASSESSMENT SCOPE

Assessment Period	01/01/2018 – 12/31/2018
Assessment Company	Intertek

II. ASSESSMENT OBJECTIVES

The objective of the assessment is to assess the auditee’s level of conformance with the Responsible Minerals Assurance Process *TIN and TANTALUM* Standard of 2017.

2017年がOECD
ANNEX II リスク対応

監査基準
2013年の例

Assessment Objectives

The objective of the assessment is to a... with the Conflict Free Smelter Program Supply Chain Transparency Smelter Audit Protocol for Tin and Tantalum, Revision of 21 November 2013.

2013年がDRC関連の
武装勢力リスク対応

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (語彙説明)

③RMAP(Responsible Minerals Assurance Process)状況を表す単語

サイト:www.responsiblemineralsinitiative.org/members/database-field-definitions/

Audit Status に下記記載あり

Status	Description	説明
Conformant	audited and found conformant with the relevant RMAP standard	RMAP適合製錬所/精製所
Active	engaged in the program but not yet conformant	RMAP監査中or監査を受けることを約束している製錬所/精製所
In communication	not yet active but in communication with RMAP and/or member company	RMAP監査に向けてのコミュニケーションを始めている製錬所/精製所
Outreach Required	outreach needed by RMI member companies to contact entity and encourage their participation in RMAP audit	In communication以前の状態であり、RMAP監査参加を促す必要がある製錬所/精製所
Non-conformant	audited but found not conformant with the relevant RMAP standard	RMAP不適合製錬所/精製所
Not applicable	not eligible for the RMAP	RMAP監査対象外(製錬所/精製所ではない)

4. 紛争鉱物調査関連の略語

付録

略語	カテゴリー	英語表記	日本語表記
3TG	調査関連	Tantalum, Tin, Tungsten, Gold	タンタル、錫、タングステン、金
ASM	組織	Artisanal and Small-scale Mining	職人的及び小規模鉱業
CAHRAs	国名/地域	Conflict-Affected and High-Risk Areas	紛争地域および高リスク地域
CCCMC	組織	China Chamber of Commerce for Importers & Exporters for Minerals, Metals & Chemicals	中国五鉱化工業輸出入商会
CI	組織	Cobalt Institute	コバルト インシテイチュート
CMRT	調査関連	Conflict Minerals Reporting Template	RMI発行の紛争鉱物調査帳票
CRT	調査関連	Cobalt Reporting Template	RMI発行のコバルト調査帳票
DD	調査関連	Due Diligence	デュー・デリジジェンス
DFA	法律	Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act	ドッド-フランク・ウォール街改革・消費者保護法
DRC	国名/地域	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国
GeSI	組織	Global e-Sustainability Initiative	グローバル・eサステナビリティ・イニシアティブ
IPC	組織	Association Connecting Electronics Industries	エレクトロニクス産業をつなぐ協会
iTSCi	組織	IRTI Tin Supply Chain Initiative	ITRI が管理しているTiのサプライチェーン組織
ITU	組織	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
LBMA	組織	London Bullion Market Association	ロンドン貴金属市場協会
LME	組織	The London Metal Exchange	ロンドン金属取引所
LSM	組織	Large-Scale Mining	大規模鉱業
OECD	組織	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFAC	組織	Office of Foreign Assets Control	米国財務省外国資産管理室
RBA	組織	Responsible Business Alliance (changed from EICC)	責任ある企業同盟
RCI	組織	Responsible Cobalt Initiative	責任あるコバルトイニシアチブ
RCOI	調査関連	Reasonable Country of Origin Inquiry	合理的な原産国問合せ
RJC	組織	The Responsible Jewellery Council	責任あるジュエリー協議会
RMAP	調査関連	Responsible Minerals Assurance Process	責任ある鉱物監査プロセス
RMI	組織	Responsible Minerals Initiative	責任ある鉱物イニシアチブ
SDGs	その他	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEC	組織	U.S. Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SOR	調査関連	Smelter or Refiner	製錬所もしくは精製所
SSN	調査関連	Standard Smelter Name	標準製錬所

第二部② 2019年版CRTの書き方

1. コバルトサプライチェーン調査の背景と
CRT(コバルト調査帳票)を用いた調査概要
2. CRT記入要領
Declaration, Cobalt Smelterの定義,
Smelter List, Product List, Checker
3. RMIウェブサイトの活用方法

1. コバルトサプライチェーン調査の背景

米国DF法のような法律・規制はないが、コバルトの人力採掘における安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上したことが発端。

RMIのWEB上に以下のような説明(抜粋)があります。

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/emerging-risks/cobalt/>

コンゴ民主共和国(DRC)は、コバルトの世界最大の生産国であり、全世界埋蔵量の50%以上を保有している。コバルトは、電気自動車、携帯電話、ノートパソコンに不可欠なリチウムイオン電池に使用されており、コバルト需要は今後数年で大幅に増加すると予想されている。

コバルトは、機械及び人力により採掘されるが、最近の報告では、安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上している。

2017年初め、RMIメンバーは、「コバルトの責任ある調達、特に、DRCのコバルト採掘における児童労働事例に関連するリスク」に焦点を当てたワーキンググループを設立。そこを通じ、企業は、コバルトサプライチェーンの「透明性」を高めると共に、サプライチェーン関係者と協力してコバルトの責任ある調達を推進している。

1. CRTを用いた調査概要 (CMRTとCRTの比較)

項目	CMRT	CRT
背景(法律)	米国DFA1502条	規制遵守要件なし 人権問題等への世界的関心の高まり (DRC コバルト鉱山での非安全性・児童労働懸念)
被規制者	米国上場企業	NA
調査対象	3TG : Tantalum (タンタル), Tin (スズ), Gold (金), Tungsten (タングステン)	Cobalt (コバルト)
対象地域	DRC及び周辺9ヶ国	CAHRAs (紛争地域および高リスク地域)
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ガイダンス付属書II
2019/5/10 時点最新版	Rev.5.12	Rev.1.1
罰則規定	記載なし	NA
帳票集計 ツール	提供あり(JAMA作成)	提供なし

1. CRT2019年版での変更点

変更点

CRT (Cobalt Reporting Template)は、コバルト(Co)に関して、サプライチェーン上の製錬所等を特定し、デューデリジェンス(DD)情報を収集するための世界共通Formatとして、RMIが発行した帳票。

Rev.1.0 (2018/3/01 発行: パイロット版)
→ Rev.1.1 (2018/12/21 発行: 正式版)

正式版では、一部、選択肢や文言の微修正はあるものの、製錬所リストのアップデートやバグ修正が主体で、大きな変更なし



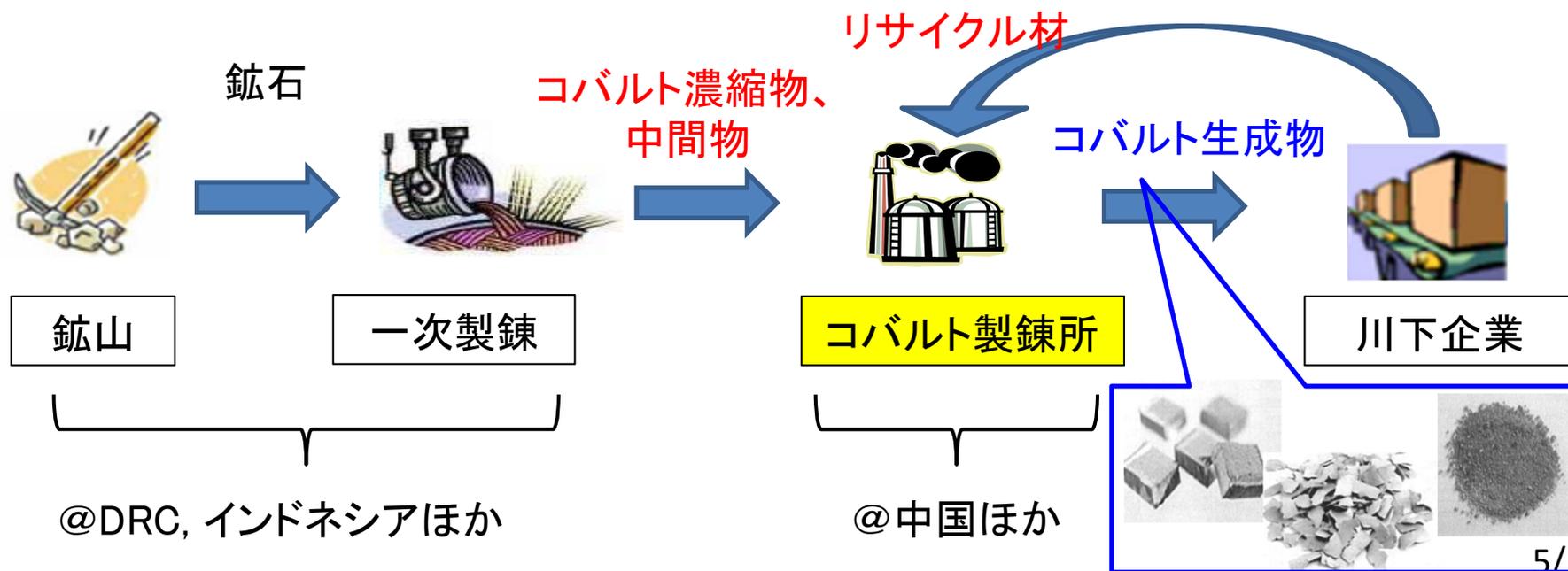
Rev.1.1は、パイロット版と同じ要領で作成すれば良い

1. Cobalt Smelterの定義

RMIによるCobalt Smelter (Refiner) の定義

コバルト製錬所とは、**コバルト濃縮物**、**中間物**又は**リサイクル材**を加工し、川下製造プロセスで直接使用される**コバルト生成物**を製造する企業。（コバルト業界では、「**製錬所**」と「**精錬所**」は**互換的**に使用されている。）

- コバルト中間物の例： 精製が不十分な水酸化物・炭酸塩・金属
- リサイクル材の例： 工業スクラップまたは消費財スクラップ
- コバルト製品の例： 電気Co、硫酸Co、Coブリケット、Co粉等



2. CRT記入要領 (概略)

CRTは、CMRT同様8つのシートから成る
 (Rev.1.1版は、英語、中国語、日本語のみ選択可能)

- Revision : 改訂記録
- Instruction : 背景、記入要領の説明
- Definitions : 用語の定義
- Declaration : 会社情報、質問1～6、質問A～I 〈記入必須〉
- Smelter List : 製錬所記入表 〈記入必要な場合有^{#1}〉
- Checker : 記入不足などのチェック機能
- Product List : 対象となる製品リスト記入表 〈記入必要な場合有^{#2}〉
- Smelter Look-up : 製錬業者名リスト^{#3}

#1 : Declaration質問1が“Yes”となる場合は記入必須

#2 : 申告範囲(Declaration 9行目)が“B: Product Level”の場合は記入必須

#3 : Smelter Look-upは、CRT発行時の製錬業者名一覧表

Checkerシートで赤くなっている項目は、記入必須。

Smelter Look-upは、CRT発行時の業者名/別名一覧表であり、最新版はRMIウェブサイトを確認可能。

記入に際しては、InstructionやDefinitionsも参考にしてください。

2. CRT記入要領 (Declaration 会社情報)

Declaration

Declarationシートの8～22行目は、CMRTと同じ項目であり、記入方法も同じ。

- ✓「申告範囲又はクラス」で、
 - B Product Level を選んだ際は、Productシートに、適用される製品名を入力。
 - C User defined [Specify in ‘Description of scope’] を選んだ際は、10行目に申告範囲の説明を記入。

- ✓ 22行目の記入日は、DD-MMM-YYYY 形式で記入。
例： 01-Jan-2019

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

Declaration

1) 製品自体や製造過程で、**コバルトが意図的に付加又は使用**されていますか？

Yes : コバルトが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「**Yes**」となる。

No : コバルトを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「**No**」となる。

Unknown : 意図的な添加、使用が不明な場合は、「**Unknown**」とする。

1. 収集したCRTの回答に1つでも「Yes」があれば、貴社の回答は「Yes」になる。
2. 収集したCRTの回答が全て「No」であれば、貴社の回答は「No」になる。
3. 上記以外の場合、貴社の回答は「Unknown」になる。

質問1の回答が「**Yes**」になる場合は、以降の質問(2～6, A～I)への**回答が必須**。

2. CRT記入要領 (Declaration 1~6)

Declaration

2) 貴社サプライチェーン内のいずれかの製錬業者が、コバルトを紛争地域および高リスク地域から調達していますか？
(OECDデューディリジェンスガイダンスは、「Definitions」シートを参照)

紛争地域および高リスク地域: **CAHRAs**
(**C**onflict-**A**ffected and **H**igh-**R**isk **A**reas)

Yes : CAHRAsから調達している場合。(Comments欄に具体的に記入)

No : CAHRAsから調達していない場合。

Unknown : CAHRAsから調達しているか不明な場合。

DRC or adjoining countries only : DRC及び周辺国からのみ調達している場合。

収集したCRT回答が多岐に亘る場合、右表を参考に、コメント欄も活用して貴社回答を作成下さい。

DRC+9 : DRC or adjoining countries only

収集したCRTの組合せケース				貴社CRT回答	
Yes	No	Unknown	DRC+9	Answer	Comments
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		Yes	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			Yes	
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		Yes	
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	Yes	including DRC+9
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		Unknown	
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	DRC+9	
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	DRC+9	including Unknown
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	DRC+9	including Unknown

2. CRT記入要領 (CAHRAsの定義)

Declaration

OECD デューディリジェンスガイダンス付属書Ⅱにおける「紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)」の定義

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2カ国ないしそれ以上が関与することもある、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

EUは第一弾として、CAHRAs及びその他サプライチェーンリスク特定のための強制力のないガイドラインを公表済み。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018H1149>

EU、RMI等は、地域の特定に役立つよう具体的なCAHRAsハンドブックを準備中。それまでは、**どこの地域がCAHRAsに該当するかは個社判断**。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

Declaration

3) コバルトの100%がリサイクル又はスクラップ資源を由来として
いますか？

- Yes :** 全て、リサイクル又はスクラップ資源を由来としている場合。
No : 一部でも、天然資源(採鉱された資源)を由来としている場合。
Unknown : 全てがリサイクル又はスクラップ資源を由来としているか、不明
の場合。

収集したCRTの回答全てが、「Yes」としてなっている場合、貴社の回答も「Yes」となる。
1社でも「No」があれば、貴社の回答は「No」となる。

4) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか？

調査すべきサプライヤーから回収した割合に従って、選択肢から選ぶ。

- | | |
|--------------------|----------|
| - 100% | - 100% |
| - Greater than 90% | - 90% 超 |
| - Greater than 75% | - 75% 超 |
| - Greater than 50% | - 50% 超 |
| - 50% or less | - 50% 以下 |
| - None | - なし |

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

Declaration

5) 貴社のサプライチェーンにコバルトを供給する全ての製錬業者を特定しましたか？

- Yes :** サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。
No : サプライチェーン上の1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。
Unknown: サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定したかどうか不明な場合。

下記4項目を全て網羅している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ・貴社が調査対象とする全ての会社からCRTを回収している
(=**自社の質問4**)の回答が“100%”となる)
 - ・回収した全てのCRTの**質問4**)の回答が“100%”と回答している
 - ・回収した全てのCRTの**質問5**)の回答が“Yes”と回答している
 - ・回収した全てのCRTの**質問6**)の回答が“Yes”と回答している
- なお、DDの結果で、製錬業者が全て特定された場合もある。

2. CRT記入要領 (Declaration 1～6)

Declaration

6) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？

- Yes :** 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。
No : 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。
Unknown: 不明な場合。(この選択肢を選ぶことはない筈)

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告できない場合は、「No」となる。

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

A. 公に利用可能なコバルトの調達方針を確立しましたか？

Yes : 確立している場合。

No : 確立していない場合。

B. 貴社の方針は、OECDデューディリジェンスガイダンス・ANNEX IIモデル指針の全てのリスク、および最悪の形態の児童労働を最低限包含していますか？

Yes : 包含している場合。

No : 包含していない場合。

「最悪の形態の児童労働」については、次ページ参照

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

「最悪の形態の児童労働」の定義

国際労働機関 (ILO) 「最悪の形態の児童労働条約 (第182号)」
(1999年) より

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htm

- a. 児童(18歳未満)の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む強制労働、債務奴隷などのあらゆる形態の奴隷労働またはそれに類似した行為
- b. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供
- c. 薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること
- d. 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

C. 上記の申告範囲において、コバルトのデューディリジェンス対策を実施しましたか？

Yes : 対策を実施している場合。

No : 対策を実施していない場合。

D. 貴社は、サプライヤーに対し、OECDデューディリジェンスガイドランスに沿ってコバルトサプライチェーンのデューディリジェンスを実施することを要求していますか？

Yes : 実施を要求している場合。

No : 実施を要求していない場合。

2. CRT記入要領 (Declaration A~I)

Declaration

E. 貴社は、貴社の直接サプライヤーに対して、第三者監査プログラムの検証を受けた製錬業者からコバルトを調達することを要求していますか？

Yes : 要求している場合。

No : 要求していない場合。

F. 貴社は、製錬業者のデューディリジェンス慣行が、OECD デューディリジェンスガイダンスANNEX II モデル指針の全てのリスクおよび最悪の形態の児童労働を最低限包含することを要求していますか？

Yes : 要求している場合。

No : 要求していない場合。

G. 貴社は、貴社に関連のあるサプライヤーのコバルトサプライチェーン調査を実施していますか？

Yes, CRT : CRTフォーマットで調査を実施している場合。

Yes, Using Other Format (Describe) :

他のフォーマットで調査を実施している場合。
備考欄に、そのフォーマットを記載ください。

No : 調査を実施していない場合。

H. サプライヤーからのデューディリジェンス情報を貴社の期待と照らして検証していますか？

Yes : 検証している場合。

No : 検証していない場合。

I. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？

Yes : 是正措置管理が含まれている場合。

No : 是正措置管理が含まれていない場合。

2. CRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List

Smelter List 記入方法

初めに、エクセルなどを用いた重複削除、非SSNの場合のWebサイト等による製錬所情報のDDを行って下さい。

①CID番号が既知の場合、A列にCID番号を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。従って、本来であれば、A列にCID番号をペーストすればよいのですが、**CRT Rev.1.1版では、ロックが掛かってしまっており、A列に入力(ペースト)できません。**

そのため、Smelter Look-up シートから該当するMetalとSmelter Look-upをコピーし、**B列とC列にペースト**するか、次ページの②の方法で入力ください。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
Smelter Identification Number Input Column 製錬業者識別番号の入力列	Metal (*) 金属	Smelter Look-up (*) 製錬業者名検索	Smelter Name (1) 製錬業者名 (1)	Smelter Country (*) 製錬業者所在地: 国	Smelter Identification 製錬業者識別番号	Source of Smelter Identification Number 製錬業者識別番号の発行元	Smelter Street 製錬業者所在地: 番地	Smelter City 製錬業者所在地: 市	Smelter Facility Location: State / Province 製錬業者所在地: 州/ 県
CID003226	Cobalt	Freeport Kokkola		FINLAND	CID003226	RMI		Kokkola	Central Ostrobothnia

記入方法は、Smelter List Sheet上段の「TO BEGIN (開始するには)」にも記載されています。

2. CRT記入要領 (Smelter List)

Smelter List

Smelter List 記入方法

②CID番号が不明の場合、B列で「Cobalt」を選び、C列で該当製錬業者名を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー＆ペーストすることも可能ですが、C列の記載内容に不備がある場合は、SSNであっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

また、C列に選択肢がない(SSNでない)場合は、B列で「Cobalt」を選んだ上、C列では「Smelter Not Listed」を選び、D列に製錬業者名、E列に同所在国名を記載下さい。ここまでは必須です。また、H列～P列も、可能な限り入力して下さい。

③特定できていない製錬所がある場合は、B列で「Cobalt」を選び、C列は「Smelter Not Yet Identified」を選んで下さい。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
Smelter Identification Number Input Column 製錬業者識別番号の入力列	Metal (*) 金属	Smelter Look-up (*) 製錬業者名検索	Smelter Name (1) 製錬業者名(1)	Smelter Country (*) 製錬業者所在地:国	Smelter Identification 製錬業者識別番号	Source of Smelter Identification Number 製錬業者識別番号の発行元	Smelter Street 製錬業者所在地:番地	Smelter City 製錬業者所在地:市	Smelter Facility Location: State / Province 製錬業者所在地:州/県
	Cobalt	Freeport Kokkola		FINLAND	CID003226	RMI		Kokkola	Central Ostrobothnia
	Cobalt	Smelter Not Listed				Enter smelter details			
	Cobalt	Smelter Not Yet Identified							

2. CRT記入要領 (Smelter Look-up より)

Smelter List

CRT Rev.1.1に掲載のコバルト製錬所リスト

Metal	Smelter Look-up (*)	Standard Smelter Names	Smelter Country	Smelter ID	Smelter City	Smelter State / Province
Cobalt	Freeport Kokkola	Freeport Kokkola	FINLAND	CID003226	Kokkola	Central Ostrobothnia
Cobalt	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	CHINA	CID003227	Gangzhou	Jiangxi
Cobalt	Gangzhou Highpower Technology Co., Ltd.	Gangzhou Highpower Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003384	Gangzhou	Jiangxi
Cobalt	Gangzhou Tengyuan Cobalt New Material Co., Ltd.	Gangzhou Tengyuan Cobalt New Material Co., Ltd.	CHINA	CID003212	Gangzhou	Jiangxi
Cobalt	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	CHINA	CID003209	Taixing	Jiangsu
Cobalt	Glencore Nikkelverk Refinery	Glencore Nikkelverk Refinery	NORWAY	CID003403	Kristiansand	Vestlandet
Cobalt	Guangdong Jiana Energy Technology Co., Ltd.	Guangdong Jiana Energy Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003291	Guangzhou	Guangdong
Cobalt	Guangxi Yinyi Advanced Material Co., Ltd.	Guangxi Yinyi Advanced Material Co., Ltd.	CHINA	CID003213	Yulin	Guangxi
Cobalt	Hunan Brunp Recycling Technology Co., Ltd.	Hunan Brunp Recycling Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003219	Changsha	Hunan
Cobalt	Jiangsu KLK Cobalt Nickel Metal Co., Ltd.	Gem (Jiangsu) Cobalt Industry Co., Ltd.	CHINA	CID003209	Taixing	Jiangsu
Cobalt	Jiangsu Xiongfeng Technology Co., Ltd.	Jiangsu Xiongfeng Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003293	Haimen	Jiangsu
Cobalt	Jiangxi Jiangwu Cobalt Industry Co., Ltd.	Jiangxi Jiangwu Cobalt Industry Co., Ltd.	CHINA	CID003377	Gangzhou	Jiangxi
Cobalt	Jingmen GEM Co., Ltd.	Jingmen GEM Co., Ltd.	CHINA	CID003378	Jingmen	Hubei
Cobalt	Lanzhou Jinchuan Advanced Materials Technology Co., Ltd.	Lanzhou Jinchuan Advanced Materials Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003210	Lanzhou	Gansu
Cobalt	Nantong Xinwei Nickel & Cobalt Hightech Development Co., Ltd.	Nantong Xinwei Nickel & Cobalt Hightech Development Co., Ltd.	CHINA	CID003221	Haimei	Jiangshu
Cobalt	New Era Group Zhejiang Zhongneng Cycle Technology Co., Ltd.	New Era Group Zhejiang Zhongneng Cycle Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003398	Shaoxing	Zhejiang
Cobalt	Quzhou Huayou Cobalt New Material Co., Ltd.	Quzhou Huayou Cobalt New Material Co., Ltd.	CHINA	CID003255	Quzhou	Zhejiang
Cobalt	Sherritt	Sherritt	CANADA	CID003242	Toronto	Ontario
Cobalt	SungEel HiMetal Co., Ltd.	SungEel HiTech Co.,Ltd.	KOREA, REPUBLIC OF	CID003338	Gunsan-si	Jeollabuk-do
Cobalt	SungEel HiTech Co.,Ltd.	SungEel HiTech Co.,Ltd.	KOREA, REPUBLIC OF	CID003338	Gunsan-si	Jeollabuk-do
Cobalt	Tianjin Maolian Science & Technology Co., Ltd.	Tianjin Maolian Science & Technology Co., Ltd.	CHINA	CID003215	Tianjin	Tianjin
Cobalt	Umicore Olen	Umicore Olen	BELGIUM	CID003228	Olen	Antwerp
Cobalt	Zhejiang Huayou Cobalt Co.,Ltd.	Zhejiang Huayou Cobalt Co.,Ltd.	CHINA	CID003225	Tongxiang	Zhejiang
Cobalt	Zhuhai Kelixin Metal Materials Co., Ltd.	Zhuhai Kelixin Metal Materials Co., Ltd.	CHINA	CID003211	Zhuhai	Guangdong

Smelter Look-up (通称)は異なるが、同じStandard Smelter Names (正式名)の製錬所が2社ある (CID003209, CID003338) ため、**実質的には22社**がリストアップされている。

適宜更新される製錬所情報は、RMIウェブサイトを確認のこと。

但し、新たなSmelter IDが付与されていても、Rev.1.1では「Smelter Not Listed」での記載が必要

2. CRT記入要領 (Product List)

Product List

Product List 記入方法

申告範囲が“**B: Product**”の場合、対象となる製品リストの**記載必須**

製造者の製品番号(**必須**): 該当製品のメーカー品目番号を記載
製造者の製品名: 必要に応じ、品目説明を記入
備考: 必要に応じ、記載

製造者の製品番号(*)	製造者の製品名	備考

2. CRT記入要領 (Checker)

Checker

Checkerによる確認： 必要項目への記入終了後、Checkerシートを開き、記入漏れがないか確認ください。

- ✓ Checkerシート内の項目で、背景が緑転せず、赤いままになっている項目は記入漏れ。
- ✓ 但し、**CRT Rev.1.1版**には、下記の**バグ**がありますが、**無視**して下さい。
質問1を「Yes」回答し、かつ、Smelter Listに入力しているにも関わらず、**57行目の「Smelter List - Cobalt」が赤色背景のままとなり、C欄の注に「Declaration(申告)シートの質問1にお答えください」と表示**されます。

顧客に回答を提出する前に、赤で表示されている必須項目について、すべて記入されているかを確認してください。

[Click here to return to Declaration tab](#)

[Click here to return to Smelter List](#)

未記入の必須項目があります

0

必須項目	回答	注	該当箇所へのリンク
G. 貴社は、貴社に関連のあるサプライヤーのコバルトサプライチェーン調査を実施していますか？(*)	Yes, CRT	記入済	
H. サプライヤーからのデューディリジェンス情報を貴社の期待と照らして検証していますか？(*)	No	記入済	
I. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？(*)	No	記入済	
Product List	no products or item numbers listed	記入済	
Smelter List - Cobalt		Declaration (申告) タブの質問1にお答えください	
All rows with "Smelter not listed" selected, have a name and country listed		記入済	

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (CRT関連)

RMI HP

RMI Home Page: <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

(1) CRTダウンロード方法

(2019/05/10時点)

① トップページの上段タブ「Emerging Risks」を押す

informed choices about responsibly sourced minerals in their supply chains.

Get the latest responsible minerals sourcing updates

Subscribe



② 表示された頁の右にある「Cobalt Reporting Template」を押す

Overview

Mining is an intensive process involving potential social and environmental risks that, if not properly managed, can cause lasting negative impacts. A growing body of research suggests that these risks may be significant and associated with a variety of metals and minerals that extend beyond tin, tungsten, tantalum and gold.

Governments, non-governmental organizations (NGOs), investors, customers and other industry stakeholders are increasing their expectations on private sector responsibility to drive responsible behavior deep in their chains.

emerging risks

Blockchain

Cobalt Due Diligence

Cobalt Reporting Template

Conflict Affected and High-Risk Areas

Indonesia Tin Working Group

次ページへ

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (CRT & FAQ)

Home | About | Responsible Minerals Assurance Process | CMRT | Training & Resources | Standards Development | Emerging Risks | Events | Database

Cobalt Reporting Template

The Cobalt Reporting Template is a free, standardized reporting template developed by the Responsible Minerals Initiative to identify choke points and collect due diligence information in the cobalt supply chain. The template was formally launched on December 21, 2018. RMI reviewed and integrated feedback from the pilot phase into the current version of the CRT.

③ 「Download CRT」を押す

Download the Template

Download the latest version of the CRT (version 1.1) below.

Download CRT

FOR A LIST OF CURRENTLY IDENTIFIED COBALT REFINERS, CLICK **HERE**.

(2) Co製錬所リストダウンロード方法

① 「Download CRT」ボタン右下にある「HERE」を押す

なお、初回のみ、「Terms & Conditions」への同意が必要 (次ページ参照)

② 頁の右にある「Download Data」を押す

Grievance Mechanism

Download Data

METAL	SMELTER REFERENCE	STANDARD SMELTER NAME	COUNTRY	SMELTER ID	CITY	STATE PROVINCE
Cobalt	Freeport Kokkola	Freeport Kokkola	FINLAND	CID003226	Kokkola	Central Ostrobothnia
Cobalt	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	Gangzhou Yi Hao Umicore Industry Co.	CHINA	CID003227	Ganzhou	Jiangxi

3. RMI ウェブサイトの活用方法 (Co Smelter List)

RMI HP

「Terms & Conditions」を読んだ後、
最下段の「I Accept」を押す

Thank you for
clicking "I Ac

the information you have selected to view, please review the following Terms & Conditions, before

Terms & Conditions

1. The RMI information, resources, and content (the "Information"), including, without limitation, all information, resources, and content provided on or through this website, is provided for informational purposes only and is current as of the date set forth therein. Any inaccuracy or omission in the Information is not the responsibility of the Responsible Business Alliance, a Delaware non-stock corporation ("RBA") or of the Global e-Sustainability Initiative, a Belgian international not-

⋮

Click the I DO NOT ACCEPT button if you do not accept these Terms and Conditions. You must click I ACCEPT to access, download and use the Information.

I Accept

I DO NOT ACCEPT

(3) FAQ (Frequently Asked Questions)掲載場所

前述の「Download CRT」部を更に下にスクロールすると、FAQあり

Frequently Asked Questions

- **What is the Cobalt Reporting Template (CRT)?**

- The Cobalt Reporting Template (CRT) is a free, standardized reporting template created by the Responsible Business Alliance® (RBA®). The CRT facilitates the exchange of information through the supply chain regarding mineral

⋮

FAQは、適宜、
更新される